

平成19年2月1日(木)
13時00分～15時00分
厚生労働省専用第15会議室

第3回

医療情報の提供のあり方等に関する検討会

議 事 次 第

- 1 広告できる事項の見直し及び広告に関するガイドラインの策定について

(配付資料)

- 資料1・・・広告規制についての医療法関連規定
- 資料2・・・広告の方法及び内容に関する規制について
- 資料3・・・広告規制についての医療法関連規定対応表
- 資料4・・・医療広告ガイドライン骨子案

広告規制についての医療法関連規定

広告規制についての医療法関連規定

資料1

【第六条の五】 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

二 診療科名

三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名

四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨

六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの

者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項

十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)

十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

【第六条の七】 助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを
広告してはならない。

一 助産師である旨

二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名

三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七 第十九条に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2 前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

【第六条の八】 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

広告の方法及び内容に関する規制について

広告の方法及び内容に関する規制について

資料 2

広告の方法及び内容に関する基準

◆法第6条の5第4項（病院、診療所）

○第1項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しなければならない。

◆法第6条の7第3項（助産所）

○第1項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しなければならない。

◆医療法施行規則第42条の3

【現行規定】

◎法第69条第2項及び第71条第2項の規定による広告の方法及び内容の基準は、次のとおりとする。

- 1 提供する医療の内容が他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 2 提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。

【改正案】

◎法第6条の5第4項及び第6条の7第3項の規定による広告の方法及び内容の基準は、次のとおりとする。

- 1 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 2 誇大な広告を行ってはならないこと。
- 3 客観的事実であることを証明できない内容の広告を行ってはならないこと。
- 4 公序良俗に反する内容の広告を行ってはならないこと。

広告規制についての医療法関連規定対応表

法律の規定(病院・診療所)	告示の項目案	現行の法令・告示	備考
一 医師又は歯科医師である旨		法:一 医師又は歯科医師である旨	
二 診療科名		法:二 次条第一項の規定による診療科名 法:三 次条第二項の規定による診療科名	
三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名		法:四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項	
四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無		法:六 診療日又は診療時間 告:三十三 予約に基づく診療の実施	
五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨		告:一 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨 告:五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨 告:六 母体保護法指定医である旨 告:七 臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨 告:八 身体障害者福祉法指定医、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨 告:九 精神保健指定医、精神保健指定病院又は応急入院指定病院である旨 告:十 生活保護指定医、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨 告:十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨 告:十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨 告:十五 戦傷病者特別援護法指定病院又は戦傷病者特別援護法指定診療所である旨 告:十七 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院である旨 告:十八 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨 告:十九 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨 告:二十五 指定住宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨	
六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種類ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項		法:七 入院設備の有無 告:四十七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数及び患者数に対するこれらの従業者の配置割合 告:四十八 病床数又は病室数 告:五十六 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項(医療の内容に関するものを除く。)	★医療機器→○(ただし、個別の販売名は×) ★映像、写真→○
七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの	◎診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴	法:五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 告:四十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別	
◎別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準(※別紙参照)に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨		告:二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨	★研修→×
八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項		告:三十四 休日又は夜間における診療の実施 告:四十九 診療録を電子化している旨 告:五十一 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨 告:五十二 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨 告:五十三 当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨 告:五十四 安全管理のための体制を確保している旨	

法律の規定(病院・診療所等)	告示の項目案	現行の法令・告示	備考
九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項		法八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称 告五十五 共同利用をすることができる医療機器に関する事項 五十九 紹介をすることができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称	
十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項		法九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨 告三十二 当該医療機関の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号 告五十 入院診療計画を導入している旨	
十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)	<p>◎保険診療</p> <p>◎評価療養及び選定療養</p> <p>◎分娩(保険診療に係るものを除く。)</p> <p>◎自由診療のうち、診療報酬点数表に記載されているもの、評価療養又は選定療養(以下、「保険診療等」という。)と同一のもの。ただし、保険診療等を算定若しくは選択可能な医療機関又は当該医療機関と同等の医療機関が、自由診療を行う旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。</p> <p>◎自由診療のうち、薬事法の承認又は認証を受けた医療機器又は医薬品について、承認又は認証を受けた範囲を逸脱しない使用を行うもの。ただし、自由診療である旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。</p>	<p>告二十七 実施している治療の方法(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)に規定するものに限る。)</p> <p>告四十一 健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年厚生省告示第二百三十六号)又は老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二百五十一号)に規定する療養の実施</p>	<p>★医療機器・医薬品の販売名→×</p>
		<p>告十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を行っている旨</p> <p>告二十 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨</p> <p>告二十二 基本診療料の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第四十九号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨</p> <p>告二十三 特掲診療料の施設基準等(平成十六年厚生労働省告示第五十号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨</p> <p>告二十四 入院時食事療養の基準等(平成六年厚生省告示第二百三十八号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨</p> <p>告三十五 往診の実施</p> <p>告三十六 在宅医療の実施</p> <p>告三十七 訪問看護に関する事項</p>	<p>★治療方針→○ ★専門外来→×</p>
十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者の数又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの	<p>◎当該医療機関で行われた手術の件数(前号において厚生労働大臣が定めるものに限る。)</p> <p>◎当該医療機関で行われた分べんの件数</p> <p>◎患者の平均的な入院日数</p> <p>◎在宅患者、外来患者又は入院患者の数</p> <p>◎平均的な在宅患者、外来患者又は入院患者の数</p> <p>◎平均病床利用率</p> <p>◎治療結果に関する分析を行っている旨又は分析結果を提供している旨</p> <p>◎患者満足度調査を実施している旨又は実施結果を提供している旨</p>	<p>告二十八 当該医療機関で行われた手術の件数(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定するものに限る。)</p> <p>告二十九 当該医療機関で行われた分べんの件数</p> <p>告三十 平均入院日数</p> <p>告四十六 患者数</p> <p>告六十三 平均病床利用率</p>	<p>★死亡率、治癒率、術後生存率 →×</p> <p>★患者の声、患者満足度そのもの→×</p>

法律の規定(病院・診療所等)	告示の項目名	現行の法令・告示	備考
		法 十一 その他厚生労働大臣の定める事項	
	◎健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨	告 二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨	
	◎船員保険病院又は船員保険診療所である旨	告 三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨	
	◎国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨	告 四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨	
	◎法令の規定に基づく事業又は国の通達に基づく事業を実施する病院又は診療所である旨	告 十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨 告 十六 公害医療機関である旨 告 二十一 平成五年七月二十八日健医発第八百二十五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院である旨	★災害拠点病院→○ ★へき地医療拠点病院→○ ★総合周産期母子医療センター→○
	◎健康診査の実施	告 三十八 健康診査の実施	
	◎保健指導又は健康相談の実施	告 三十九 保健指導又は健康相談の実施	
	◎予防接種の実施	告 四十 予防接種の実施	
	◎薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験に関する事項	告 四十二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第七項に規定する治験に関する事項	
十三 その他前各号に掲げる事項のほか、これらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項	◎介護老人保健施設又は医療法(昭和23年法律第205号)第42条第1項各号(第3号を除く。))に掲げる業務を専ら行うための施設であって、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供されるサービス	告 五十八 介護老人保健施設又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第一項各号(第3号を除く。))に掲げる業務を専ら行うための施設であって、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称	
	◎受診の便宜を図るためのサービス	告 四十三 費用の支払方法又は領収に関する事項 告 四十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に関するものを除く。)及びそれに要する費用 告 五十七 対応することができる言語 告 六十 当該医療機関の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類 告 六十一 駐車設備に関する事項	★携帯電話を使用できる→○ ★インターネットに接続できる→○ ★通訳の配置→○
	◎開設者に関する事項	告 六十二 理事長の略歴、年齢及び性別	
	◎外部監査を受けている旨	告 六十四 外部監査を受けている旨	
	◎財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)	告 三十一 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)	
	◎財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨	告 六十五 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨	
	◎前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項	告 六十六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項	

法律の規定(助産所)	告示の項目案	現行の法令・告示	備考
一 助産師である旨		法一 助産師である旨	
二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名		法二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項	
三 就業の日時及び予約に基づく業務の実施の有無		法四 就業の日時 告六 予約に基づく業務の実施	
四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項		法五 入所施設の有無	
五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの	◎生活保護指定助産師	告一 生活保護指定助産師	
	◎受胎調節実地指導員	告二 受胎調節実地指導員	
	◎業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴	法三 常時業務に従事する助産師の氏名 告四 助産師の略歴及び年齢	
六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項		告七 休日又は夜間における業務の実施	
		告十五 安全管理のための体制を確保している旨	
七 第十九条に規定する囑託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項			
八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報提供に関する事項		法六 助産録に係る情報を提供することができる旨	
		告五 当該助産所の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号	
九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項		法八 その他厚生労働大臣の定める事項	
	◎分べんの介助の実施	告八 分べんの介助の実施	
	◎自宅分べんの介助の実施	告九 自宅分べんの介助の実施	
	◎保健指導の実施	告十 保健指導の実施	
	◎訪問指導の実施	告十一 訪問指導の実施	
	◎健康検査の実施	告十二 健康検査の実施	
	◎当該助産所で行われた分娩の件数	告三 当該助産所で行われた分娩の件数	
	◎妊産婦数及びじよく婦数	告十四 妊産婦数及びじよく婦数	
	◎受診の便宜を図るためのサービス	告十三 費用の支払方法又は領収に関する事項	★通訳の配置→○
		告十六 対応することができる言語	
		告十七 当該助産所の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類	
	◎開設者に関する事項	告十八 駐車設備に関する事項	
◎外部監査を受けている旨	告十九 理事長の略歴、年齢及び性別		
◎財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨	告二十 外部監査を受けている旨		
◎患者満足度調査を実施している旨又は実施結果を提供している旨	告二十一 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録期間に登録している旨		

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する広告について 資料3別紙

【現行の告示】

厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準（平成14年3月29日厚生労働省告示第159号）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項第二十六号に規定する厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 学術団体として法人格を有していること
- 二 会員数が1000人以上であり、かつ、その8割以上が医師又は歯科医師であること
- 三 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること
- 四 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること
- 五 医師又は歯科医師の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること
- 六 資格の認定に際して5年以上の研修の受講を条件としていること
- 七 資格の認定に際して適正な試験を実施していること
- 八 資格を定期的に更新する制度を設けていること
- 九 会員及び資格を認定した医師又は歯科医師の名簿が公表されていること

【改正案】

医療法施行規則第〇〇条に規定する厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 学術団体として法人格を有していること
- 二 会員数が1000人以上であること、かつ、その8割以上が認定に係る医療従事者であること
- 三 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること
- 四 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること
- 五 認定に係る医療従事者の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること
- 六 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては5年以上、看護師その他の医療従事者においては3年以上の研修の受講を条件としていること
- 七 資格の認定に際して適正な試験を実施していること
- 八 資格を定期的に更新する制度を設けていること
- 九 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること

医療広告ガイドライン骨子案

(骨子案)

医療広告ガイドラインについて

- ・地方自治法に基づく技術的な助言として策定する指針とし、局長通知で周知。
- ・さらに個別の事例集については、Q&Aにより随時周知する予定。

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の骨子

はじめに

- ・地方自治法に基づく技術的な助言として策定する指針である旨。
- ・随時改善を図る事後チェック機能を働かせるため、随時検討を行い、必要に応じて本指針の見直しを行う旨。

第1 広告規制の趣旨

1 医療法の一部改正の趣旨

- ・患者・国民の選択を支援する観点から、広告可能な内容を相当程度拡大した旨。
- ・広告規制違反について、行政機関による報告徴収、立入検査及び広告の中止等の改善措置を命ずる規定を設置し、間接罰の適用に移行（虚偽広告については、直接罰の適用を維持）した旨。

2 広告の基本原則

(1) 広告を行う者の責務

医業若しくは歯科医業又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告を行う者は、その責務として、患者等が広告内容を適切に理解し、治療選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない旨。

(2) 広告可能な事項の原則

- ・患者等の治療選択に資する情報であること。
- ・医療の内容等については、客観的な評価が可能であり、検証が可能であること。

(3) 禁止される広告

- ・医療法及び厚生労働省告示で広告が可能な事項とされていない事項。
例：治療効果。患者の感想。医療機関内で販売する健康用品の広告。
- ・虚偽広告。（→直接罰）

- ・比較広告。
- ・誇大広告。
- ・公序良俗に反する内容の広告。(新設予定)
- ・広告を行う者が客観的な事実であると証明できない内容の広告。(新設予定)
- ・品位を損ねる広告の内容。(新設予定)

3 改正の内容

- ・現行の制度で広告可能な事項は、引き続き広告可能である旨。
- ・「包括規定方式」を導入することにより、広告可能な内容を相当程度拡大した旨。
- ・行政機関による監視の実効性を向上するため、間接罰制とした旨。(虚偽広告は、直罰制を維持)

4 他の法律における規制との関係

- ・薬事法等の他法令に違反する広告は、他法令に基づく指導・処分等の対象となる旨。
- ・他法令に違反するとの理由で、医療法の広告違反が免責されることはない旨。
- ・複数の法令に違反していると思慮される場合には、密接に他法令の担当部署と連携し、処分についても、関連部署と連携して効果的な処分を実施する旨。(一部の法令のみによる処分やそれぞれの法令で処分するかは、事例に応じて考えること。)

第2 広告規制の対象範囲

1 広告の定義 (三要件)

- ①誘因性 (患者等の受診を誘因すること)、
- ②認知性 (一般人が閲覧可能なこと)、
- ③特定性 (医業若しくは歯科医業を提供する者又は病院若しくは診療所が特定可能であること)。
- ・上記、①～③を満たす場合に広告と見なす旨。
- ・伏せ字や暗示表現でも対象となる旨。
- ・院内掲示、院内で配布するパンフレット、インターネット上のホームページ (バーナー広告は対象) は、原則として広告ではない旨。

2 広告規制の対象者

- ・医師又は歯科医師や病院等の医療機関だけでなく、マスコミ、患者、一般人であっても規制の対象である旨。
- ・「広告ではない」との記載がある事例、外国語による広告、いわゆる二段広告、記事風広告、タイアップ本等も広告である旨。
- ・日本国内向けであれば、外国人や海外の事業者も規制対象である旨。

第3 広告可能な事項について

- (1) 医療法及び告示により規定された広告可能な事項の説明。
 - ・患者の理解が可能な分かりやすい表現での説明も可能である旨。
 - ・文字に限定せず、写真やイラストも可能である旨。
- (2) 広告とは扱わない事項の説明。
 - ・風景やレイアウトとしての幾何学模様、芸能人の写真、広告制作者名、作成日等
→ それら自体は、医療に関する広告ではないので、差し支えない。ただし、芸能人が推奨したり、受診している旨の表示は、受診を誘因するので、広告事項となり、広告可能な事項ではないため不可となる旨。

※具体的な事例と解説についても示す予定。

第4 広告不可能な事項について

- (1) 医療法による禁止
 - ・医療法及び厚生労働省告示で広告が可能な事項とされていない事項。
 - ・虚偽広告。
- (2) 医療法施行規則による禁止
 - ・比較広告。
 - ・誇大広告。
 - ・公序良俗に反する内容の広告（新設予定）
 - ・広告を行う者が客観的な事実であると証明できない内容の広告（新設予定）
- (3) 本ガイドラインによる禁止
 - ・品位を損ねる内容の広告

※具体的な事例と解説についても示す予定。

- 例：・絶対安全な手術です！
→ 絶対安全な手術は、医学上あり得ないので、虚偽広告と扱う。
- ・比較的安全な手術です。
→ 何と比較して安全であるか不明であり、客観的な事実と証明できない事項に当たる。
 - ・患者の体験談の紹介。
→ 患者の体験談の記述内容が、広告が可能な範囲であっても、患者の主観であり、客観的な事実ではないことから、広告可能な事項ではない。
 - ・著名人も当院で治療を受けております。
→ 優良誤認（他の医療機関より著しく優れているとの誤認）を与える恐れがあり、事実であっても、広告可能な事項ではない。

第5 相談・指導等の方法について

1 苦情相談窓口の設置

患者や住民からの苦情相談窓口を設置する旨

2 消費者行政機関との連携

消費生活センターに寄せられた苦情・相談の情報の入手等、消費者行政機関との連携に努める旨

3 報告聴取、立入検査等

(1) 病院等の場合

(2) 病院等以外の場合（広告代理店、個人等）

※ 指導、立入検査、是正命令等のスキームについて記載する予定。